

# 経済

- 十二、重要産業の社会化、十三、耕作権の確立、小作料の合理化、十四、團結権、罷業権並大團体契約権の確立、十五、最底賃銀法の制定、十六、八時間労働制の確立、十七、少年及婦人の夜間労働、長時間労働、坑内労働及危険作業の禁止、十八、工場法、鉱業法、海員法等の改正、

- 十九、女子の公法上並に私法上於ける差別の撤廃、二十、女子の人身売買の禁止、（1）公娼制度の廢止、（2）女工の賃銀前貸及溝利送金の禁止、二十一、女子教育並に職業に対する制度の撤廃、二十二、幼少兒童並に哺育者保護施設の完成、二十三、失業、疾病、養老、災害保険制度の徹底、二十四、無産者住宅の公営並に改善、

## 規約

### 第一章 名称

第一條 本規約は農民衆衆と稱する本部を名古屋市に置く

### 第二章 目的

第二條 本規約は党の綱領、政策を実現する目的とする、

## 第三章 構成

第三條 本党は党の綱領を賛成し規約を遵守する個人を以て構成す、

## 第四章 機関

### 一大会

第四條 大会は党の最高決議機関として太会代議員中央執行委員及本部役員を以て構成す、

第五條 大会は毎年二回中央執行委員会を召集す議長及副議長は大会に於て選舉す、

但し中央執行委員会は党員三分の二以上の要求ありたり時又は中央執行委員三分の二以上の要

求ありたり時又は中央執行委員三分の二以上の要求ありたり時は臨時大会を召集するものとする、

第六條 大会代議員は支部より選出するものとす、但特別の事情ある時は中央執行委員

の承認を得て支部より選出するものとす、代議員選出比率は別表の定むる如きと同様、

第七條 大会代議員三分の二以上の出席が得られば議決するに得す、

第八條 大会の議事は出席代議員過半数を以て決す可否同様な時は議長之を決す、

第九條 大会は中央執行委員長一名、書記長一名、会計監督一名及中央執行委員若干名を選

舉するものとす、

## 二、中央執行委員